別表第三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物	率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇

別表第三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物	率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の一二五
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省令第九号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

経験年数	月額
	円
18年未満	373,900
18年以上　19年未満	380,900
19年以上　20年未満	387,700
20年以上　21年未満	393,500
21年以上　22年未満	399,500
22年以上　23年未満	404,200
23年以上　24年未満	409,700
24年以上　25年未満	415,200
25年以上　26年未満	419,900
26年以上　27年未満	424,700
27年以上　28年未満	429,800
28年以上　29年未満	434,800
29年以上　30年未満	442,400
30年以上　31年未満	444,500
31年以上　32年未満	451,400
32年以上　33年未満	454,900
33年以上	452,900

別表第二（第二条第二号関係）

経験年数	月額
	円
8年未満	279,100
8年以上　9年未満	290,200
9年以上　10年未満	296,600
10年以上　11年未満	307,800
11年以上　12年未満	318,000
12年以上　13年未満	329,700
13年以上　14年未満	338,200
14年以上　15年未満	346,300
15年以上　16年未満	354,500
16年以上　17年未満	361,900
17年以上　18年未満	368,600
18年以上　19年未満	375,100
19年以上　20年未満	381,100
20年以上　21年未満	386,400
21年以上　22年未満	391,600
22年以上　23年未満	395,700
23年以上　24年未満	401,000
24年以上　25年未満	405,100
25年以上　26年未満	410,200
26年以上　27年未満	413,600
27年以上　28年未満	416,900
28年以上　29年未満	421,300
29年以上　30年未満	425,300
30年以上　31年未満	428,500
31年以上　32年未満	431,100
32年以上　33年未満	437,200
33年以上　34年未満	438,900
34年以上	442,700

別表第三（第二条第三号並びに第三条第一項第一号及び第二項関係）

経験年数	月額
	円
8年未満	264,100
8年以上　9年未満	274,400
9年以上　10年未満	280,500
10年以上　11年未満	291,100
11年以上　12年未満	301,400
12年以上　13年未満	313,100
13年以上　14年未満	322,800